

社会福祉法人真秋会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真秋会の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、社会福祉法人真秋会定款第15条に定める理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払うものとする。ただし、この法人の職員を兼務する役員に対しては、支給しない。

(報酬等の支給額)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席したときには、次により報酬及び実費弁償費を支給することができる。ただし、一人あたりの各年度の総額が30,000円を超えない範囲とする。

2 役員等の本人より辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

	報酬（日額）	実費弁償費
出席報酬	3,000円	公共交通機関を利用したときの実費

(支給日支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、支払事由発生日に、現金にて支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改定は、評議員会の決議をもって行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年6月24日から施行する。